

令和6年度第1回府中市空き家等対策協議会会議録

令和6年7月26日（金）

午前10時から午前11時40分まで

市役所おもや2階会議室201A

■ 出席委員（11名）

高野律雄会長、大室はじめ委員、福田千夏委員、立川健豊委員、山田昭典委員、小澤博委員、大木幸夫委員、谷本三郎委員、川辺万吉委員、石渡章浩委員、沼尾昭仁委員

■ 欠席委員（3名）

久保田聡委員、難波裕之委員、高野真弘委員

■ 事務局

新藤生活環境部長、柳下生活環境部次長兼環境政策課長、舟山環境政策課長補佐兼空き家等対策担当副主幹、新山空き家等対策担当主査、人見事務職員

■ 関係課

（都市整備部）田中住宅課長、中澤住宅課長補佐

■ 傍聴者 なし

■ 議事日程

- 1 特定空き家等に対する措置の進捗状況について
- 2 特定空き家等除却費用助成について
- 3 空き家利活用等相談事業について
- 4 管理不全空き家等の認定について
- 5 府中市空き家等対策計画の改定について

■ 資料

- 【資料1】府中市空き家等対策協議会委員名簿
- 【資料2】特定空き家等に対する措置の進捗状況について（非公開）
- 【資料3】空き家利活用等相談事業について
- 【資料4】管理不全空き家等の認定について

■ 公開・非公開の別 一部非公開

■会議録

事務局

ただいまより令和6年度第1回府中市空家等対策協議会を開会する。

本日の会議の時間につきましては、最長で2時間程度を想定しているため、御理解、御協力のほど、よろしくお願いする。

次第の2、委嘱状の伝達に移る。前回の開催後、市議会議員の宮田委員、西村委員に代わり市議会議員の大室委員、福田委員が、また、府中市社会福祉協議会の中山委員に代わり石渡委員が新たに当協議会の委員をお務めいただくことになったので、御報告する。本来ならば、市長から一人一人に委嘱状を手渡しするところだが、時間の都合もあるため、机上に委嘱状を置かせていただいた。これをもって、委嘱状の伝達に代えさせていただく。後ほど大室委員、福田委員、石渡委員より御挨拶をお願いする。

続いて、次第の3、会長挨拶に移る。

高野会長

(会長挨拶)

事務局

続いて、次第の4、新任委員紹介に移る。

それでは、大室様、福田様、石渡様の順で一言ずつ御挨拶をお願いする。

委員

(新任委員挨拶)

事務局

続いて、次第の5、事務局及び関係課紹介に移る。

(事務局自己紹介)

高野会長

次第の6に入る前に、委員の出席状況について、事務局からお願いする。

事務局

本日は、東京三弁護士会多摩支部の久保田委員、公益社団法人全日本不動産協会東京都

本部多摩中央支部の難波委員が欠席である。

また、府中警察署長の高野委員も欠席であるが、府中警察署としての見地からの御助言を頂くべく、府中警察署より今野氏に代理で御参加いただいている。

本日の協議会は、府中市空家等対策協議会運営規程第2条第3項の規定により、出席委員数が過半数に達しているため、有効に成立することを報告する。

高野会長

続いて、次第の6、府中市空家等対策協議会の公開について諮る。

事務局

府中市情報公開条例第32条に基づき、原則として会議は公開するものとされているが、あらかじめ個人情報等の非開示情報を審議することが予想される場合には、同条第2項の規定に則り、委員の了承を得た上で会議を非公開とすることができる。

本日の会議は、議事の(1)「特定空家等に対する措置の進捗状況について」が個人情報を含む内容となり、府中市情報公開条例第32条により、当該部分については非公開とする。なお、本日、傍聴者は不在である。

高野会長

委員の皆さんに諮る。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

高野会長

意義がないため、事務局の説明のとおりとする。

次第の7、議事に移る。

議事の(1)「特定空家等に対する措置の進捗状況について」は、個人情報を含む内容となるため、府中市情報公開条例第32条により非公開とする。

非公開部分

高野会長

それでは、議事(2)特定空家等除却費用助成に移る。事務局から説明をお願いします。

事務局

特定空家等の除却に対して、今年度から、除却費用の2分の1を助成する制度を開始する。ただし、補助の上限は100万円となる。

対象は特定空家等であるため、先ほど報告した物件が対象になる。現在、制度に関する要綱の制定について例規担当部署と調整中であり、要綱制定後に、特定空家等の所有者に制度について連絡をし、除却を促す。

高野会長

質問・意見があるか。ちなみに、解体したら幾らかかるものか。

事務局

正確な数字ではないが、戸建住宅の解体に概ね2～300万円ぐらいかかると聞き及んでいる。その2分の1ということで100万円を設定しているが、人件費や建築資材の高騰等の状況を見定めて、上限額については継続して検討していく予定である。

山田委員

残置物の量により価格は結構変わってくる。家電品を含めて一式、生活家財が残っていると、その分高額になってしまう。

立川委員

勧告まで進んでも解体費用を捻出できないから躊躇している方も結構多い。インターネットで解体費用の見積りを出せる業者があり、先日、住まいの終活のセミナーに出席したところ、当該業者が複数の自治体と業務提携を締結していた。そこで、府中市も解体業者と提携協定を締結するといった考えはあるのかを聞きたい。

事務局

現在、解体事業者と協定は締結していないが、他自治体における事例もあるとのことなので、空き家の解決をする上で有意義な手段であるか検討したい。

立川委員

府中市は、NPO法人空家・空地管理センターが間に入っている事案が多いようだが、当該NPOも解体事業者とつながってワンストップでサービスをやっている場合、市が仮

に解体業者と協定を締結すると、当該NPOとの関係はどうか。

また、山田委員や宅建業者も解体事業者と連携していると思うので、そのような地元の不動産事業者と話を進めて、解体を進めるという選択肢もあると思う。地元の不動産業者が連携している解体事業者を紹介していくのはどうだろうか。

事務局

空き家の所有者の中には何をすればよいか分からないという方もいれば、売りたい・貸したいという方もいる。そのため、解体も含め、ワンストップで様々なことができる団体と連携することが最善であると考えている。

法改正で新設された空家等管理活用支援法人を指定することで、様々な業務を委託できることから、現段階において本市は空家等管理活用支援法人を指定する前提にも至ってはいるが、相談から解体・売却・利活用等を全てできる業者・団体と連携できないか模索中である。

立川委員

府中市は当分、審査基準において、市の方針が固まるまで空家等管理活用支援法人は指定しないと公示しているが。市長は、空家等管理活用支援法人が良いと思ったら指定するつもりはあるか。

高野会長

それを検討しないわけではない。

いずれにしても、さきほど大木委員からもあったように、特定空家等の認定から5年経過しているので、状況の改善については、一義的にはもちろん所有者の責任ではあるが、解決の道筋を引き出せるようにしたい。

立川委員

一番それが正しいと思う。

大木委員

もう1点。

解体して危険な家屋がなくなれば、生命の安全に対しては一番良いわけだが、私ども東京都建築士事務所協会が目指しているのは、環境問題の改善である。危険家屋を壊してし

まえば、それまでだが、やはりCO₂の問題があるため、簡単に安全のために壊して良いのかという課題がある。建物を診断し、十分活用できる建物であればリフォームして残していくことも選択肢としてある。

単に除却ということであれば、高い・安いの問題になるが、CO₂の環境問題といった、もっと目指すものも考慮しなければならないのではないかという視点も重要と考える。

小澤委員

この協議会に宅建業、司法書士、弁護士、建築士等いらっしゃるが、そういう方を活用する考えはあるか。他市では、このような人たちとの相談を仲介しているという話も聞いた。一般の人は不動産の売買に詳しくないと思うので、不動産に詳しい専門家を紹介して相談に乗ってもらう体制とすればよいのではないかと思った。

事務局

個々の事情はあると思うが、空き家の所有者がどうすれば良いか分からないときは、市で協定を締結している不動産取引に精通している団体の紹介をしている。

小澤委員

せっかく何年もかけて市と所有者との間で良い方向で話がまとまったのに、その後、所有者の方が、市が認識していないうちに処分等されるのは勿体ないと思った。折角、市が何年もかけてここまで一生懸命やっているのに、建物がそのままの状態で売却されて、空き家の問題がぶり返すことがあったりしたら何の意味もなくなってしまう。その辺の仕組み作りを考えられたほうが良いと思った。

高野会長

ありがとうございます。ほかに意見がないようであれば、(3)以降もこれに関連することがあると思うので、特定空家等の除却費用の助成を行うということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて、(3) 空き家利活用等相談事業について、都市整備部住宅課から説明をお願いします。

住宅課

府中市では、協定締結団体等の協力の下、令和２年度から空き家利活用相談事業を実施している。本事業につきましては、空き家の所有者や、将来、特に空き家の所有者となることが見込まれる方からの相談を受けて、各事業者が専門家の紹介や解決策の提案等を行うもの。

空き家の問題は、費用面や登記などの権限面、家屋の傷みなどによる環境面など、複合的な問題を抱えていることが多いため、協定締結団体の専門家が必要に応じて現地調査を行い、実際の家屋の状況などを査定し、試算を行った上で、弁護士、司法書士などの専門家の紹介や、サブリースやリフォーム、売却など、具体的な選択肢を提案することで問題の解決を図っている。

協定締結団体については、令和２年４月１日に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部、また、特定非営利活動法人空家・空地管理センターと空き家利活用等相談事業等の実施に関する協定を締結した。また、一般社団法人移住・住みかえ支援機構からは、法人指定の窓口設置のための講習会を受講し、取扱認定書の発行を受けることで相談窓口を設置することの合意を得た。そして、当該協定及び認定書の発行に基づき、令和２年度から４者を窓口とした空き家利活用等の相談事業を開始した。その後、令和３年６月に、株式会社ジェクトワンと協定を結び、現在は５つの協定締結団体等で空き家の利活用の相談事業を実施している。

相談件数につきましては、資料中段の表、空き家利活用相談実績に記載されている。年度ごとの合計件数が下の段にあり、年度ごとの合計で答えると、令和２年度が２６件、令和３年度が４１件、うち所有物件の所在地が市内のものが１８件、令和４年度は合計で３８件、うち所有物件の所在地が市内のものが１９件、令和５年度は合計が３４件、うち所有物件の所在地が市内のものが２０件となっている。また、各年度とも１件が売却により解決をしている。

高野会長

表の説明で、令和２年から令和５年までの件数は別々の案件か。

住宅課

こちらは、各年度の相談件数を受けたもので、継続して相談があったものについては合計しているが、基本的に各年度に相談があったものがこちらの件数として計上した。

高野会長

承知した。

ほかにいかがか。谷本委員。

谷本委員

今まで空家対策協議会にずっと出席していて、老朽化した住宅についての対応を取り扱った。現在生きているという言い方はおかしいが、具合が悪くなっていない住宅の対策について、今まで何も俎上に上がってなくて、今回上がったので少し被ってしまうかもしれないけれども、作ったものがあるので見てほしい。

現行の空き家対策は老朽化した空き家についての検討会議になっているが、居住に耐え得る空き家に対する対策として、空き家バンク制度みたいなものを設けたほうが良いのではないか。

実は、私どもの自治会連合会の中に町会長で電通大のOBの先生がおり、学生が使うために空き家があったら、それは非常にありがたいという話があった。その中で9つの項目を設けた。①市内の空き家情報を集約する。これはもう現行やっている。②リストの作成。③近隣の大学の学生を対象とした入居募集。府中はありがたいことに外語大、農工大、近隣には一橋大とか東京経済大とか電通大もある。④学生のルームシェア化を図る。⑤賃料を周辺の相場より安くする。自治会連合会なものであるから、⑥地域の町会に加入してもらって、町会活動の参加を促す。⑦状況によっては消防団にも入ってもらう。それをするためには、⑧オーナー、周辺大学の学部の関係者、不動産会社、行政との連携を図っていったらよいのではないか。これは難しいところであるけれども、そういった場合の⑨税制面の対応もしていければ。

要するに、空き家が空き家のままであるのではなく、そこに若い人に入ってもらう。大学だから4年間ですけれど、ほかのところの事例も参考にすると、一遍入るとあとは継続して入ってくる。消防団に入ってもらくと、そこでの活動が、学校を卒業してから他の地域に行っても、また消防団活動で全体がアップするというようなことで、こういうようなことを先ほどの相談事業の中にもつくられているのであればこういったものも入れてほしい。自治会連合会のほうでもホームページをつくっているで、そういった中にも載せて、資料にも載せて。何しろ、現在、検討しているものは、指で突っいたら倒れそうな空き家ばかりのことをやっている。これはこれでやらなきゃいけないけれども、今後出てくるであろう空き家だとか、オーナーとかそういった人たちの話を聞くなどしていても、そこからお金を取ろうと思っているのではないのだよと。

要するに、税金対策もあるしというところで、これだけ周辺に大学があるところだから、学生をうまく利用して、大学とうまくルームシェア化を図って、なおかつ、地元の町会の活動にも参加してもらうような、そんなことを組み込んでもらえればなということで、御参考にしてほしい。

高野会長

ありがとうございます。特定空家等にずっと目が行っているが、特定空家等にならないようにするというのが一番大事。

谷本委員

その前の段階で止めるということ。

高野会長

そのためには、幅広い議論と幅広い担当が必要なので、まずは、今年、これまで説明したように、空き家の問題を担当する主査を独立させて置いて、そこで今度は横の連携ができていくというふうに、横への動きが、横断的な動きができる。

谷本委員

横串を入れないとなかなか。

高野会長

そのため、ここに行くことを理想として。先ほど小澤委員から御意見いただいたように、こちらもやはり地元の皆さんとのいろんな関係の構築をさらにさせていただくことでつながっていくだろうというふうに思う。ご意見に感謝申し上げる。

谷本委員

はい。

高野会長

ほかにはいかがか。

立川委員

空き家バンクを府中に設けるつもりはあるか。

高野会長

いろいろなことを乗り越えなければいけないが、いずれは空き家バンクを設けるなどする必要はあると思う。これから１０年、２０年、ずっとこの問題が大きくなっていくと思う。

立川委員

市長と谷本委員がおっしゃったように、現在私たちは特定空家等という、いわゆる人の終末期だけを対象にして点として見ているけれども、予防が大切ではなかろうか。だから、空き家になる前の段階から市民に啓発することも必要だ。例えば、相続の発生で空き家になったという段階から、空き家にしていくと様々な弊害があると市民に呼びかけるなど。予防の上で、その前段階の対策をやっていかなければならない。僕らは今までずっとこの空家等対策協議会で、いわゆる終末期医療だけやっていた。人が亡くなるように迷惑のかかるときと同様で、空き家が壊れて近隣に迷惑がかかる。空き家になった後の対策ばかりやってきたが、今、谷本委員がおっしゃったように、空き家になる前の段階、そこから我々は協議会も入っていかなきゃならないと思う、いかがか。

高野会長

本当に繰り返しになるが、１０年後、２０年後にどのようになるか心配なので、現状の空き家対策と並行して、今、谷本委員に頂いた御意見もしっかりと受け止めてやっていきたいと思う。

谷本委員

空き家はこれからずっと減らずに増える傾向にあるわけだから。

増えた空き家の老朽化後にこの協議会でああだこうだ話し合う前に、どこかで対応する措置を考える必要があると思うので、ぜひ。

高野会長

承知した。

次の（５）の次の空き家対策計画、この改定の中に入れられるかどうかは分からないが、

それでも、今あったご意見も含めて計画をつくりたい。

では、相談事業については、これはこういう相談があったということの報告なので、御了承を頂きたいと思う。

続いて、（４）管理不全空家等の認定について事務局から説明をお願いします。

事務局

皆様にお配りした資料４をお手元に御用意願う。

１の「管理不全空家等について」。

管理不全空家等については、昨年の令和５年に空き家対策特別措置法の改正があり、新たに設けられた制度となる。資料の下段に条文を掲載したが、空家特措法１３条第１項に定義がされている。適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば、特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等のことを指す。

なお、参考までに申し上げますと、特定空家等については、法の２条２項に定義されており、そのまま放置すれば倒壊等が著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、また、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家が特定空家等になるため、この段階になる前の空き家が管理不全空家等ということになる。

続いて、２の「管理不全空家等と認めた場合について」。

管理不全空家等と認められた空き家については、特定空家等に該当する状態となることを防ぐために、本市から所有者に対して必要な措置を取るよう指導することができるようになる。また、指導後も状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれ大きいと認めるときは、所有者に対して修繕、立木竹の伐採、その他必要な具体的な措置について勧告を出すことができるようになる。そして、勧告を行ったときは、この敷地について、固定資産税と都市計画税について住宅用地の特例の解除となり、解除されると、評価額を６分の１にする特例が解除され、固定資産税や都市計画税が上がることになる。こちらに関しては、所有者に対して指導を行った後、勧告を経て、住宅用地の特例を解除するという流れになるが、こちらは特定空家等の流れと同様になっている。

管理不全空家等に関しては、行政処分当たる命令及び行政代執行をすることができないこととなっている。これは、特定空家等と認められる状態になるまで進行してしまう前段階において、市が効果的に是正を促すことができるよう、特定空家等の認定とは異なり、こちらの協議会に諮らずとも迅速に運用ができるよう手続の簡略化が図られたことによる

ものとなっている。

そして、3の判断基準について。

特定空家等の認定に係る判断基準については、先ほども申し上げたとおり、そのまま放置すれば特定空家等に該当することのおそれがある状態にあるということを勘案することから、基本的には、特定空家等の判断と同じ検討項目を用いることになる。もっとも、同じ検討項目を用いるが、特定空家等との間では優劣関係になるので、その程度によって線引きを図ることが必要になる。したがって、管理不全空家等の判断基準を設けることは、今後の特定空家等の判断基準にも影響が及ぶことになるので、次回の第2回協議会において、まずは管理不全空家等に該当することになる段階の線引き、あと、管理不全空家等の状態から特定空家等になる状態になる段階の線引きに関する判断基準の案をお示ししたいと考えている。

その内容について、第2回のこちらの協議会の場で御検討をお願いしたい。

高野会長

特措法で管理不全空家等というものが定められて、今、説明があったように、先ほどの立川委員のお話を借りれば、終末期ではなくて、その前の手術のできる段階、そういう空き家を管理不全空家等として今後、指定していくということになる。

これ、今、最後のほうにあったけど、作業的には皆さんにまた御覧いただくのか、諮らなくても定められるって言っていたが、どのような作業になるのか。

事務局

こちらについては、管理不全空家等に認定することについては、協議会に諮らずとも、市のほうで、今後お示しする基準に則って、そのレベルに達したら一律で管理不全空家等と認め、指導を行っていくという内容になる。

高野会長

件数多いだろうと思ったので確認であった。

小澤委員

前回、私が、新しい案件は出ていないかという質問をした。その際、市民から苦情や相談があったものだけを取り上げているという話であった。空き家には、建物や敷地内は全く問題がないが住んでいないものや、管理不全の建物、建物としての機能が失われている

ものなど、多様にある。

先ほど谷本委員がおっしゃっていたシェアハウスなどをする空き家は、建物としてしっかりしているものだと思う。そのような空き家の把握を、市がやるつもりがあるのか、空家等対策協議会で対応することなのか分からない。

高野会長

次の会議で判断基準をお示して、それを認めていただくことになると思うが、その判断基準はともかくとして、誰が判断するか。見て回ると言っても限界がある。

小澤委員

そのように思う。市民の方から苦情があって空き家の存在が分かるので、それがなければ、市の職員が皆さん回って見るのかどうするのかっていうところがあると思う。

高野会長

どういうプランでいくつもりか。

事務局

これまで苦情がないと空き家がどこにあるかわからないというところであった。市内にどれくらい空き家があるかについて、令和4年度にゼンリンさんを使って全戸を調査してもらった。それによって、我々が知りえなかった空き家もあるということが初めて分かったケースになる。

また、現在管理の行き届いている空き家についても、その将来を考えることは課題だと捉えているので今後どのようにしていくか考えていきたい。

谷本委員

その地域の空き家か空き家でないかの情報は、地域の町会長が一番分かっているかと思う。

この町会組織をうまく活用してはいかがか。空き家の存否を問うようなことをゼンリンではなく府中市の調査の一環にするなど。要するに、地域の町会長の地域の事情に詳しい側面を活用し、町内の空き家の存否の確認や、空き家の状態など情報を提供していただく。頭書に情報提供の目的を明確に示せば、調査に協力してもらえと思う。

高野会長

ゼンリンによる調査も良いが、その認定の中に私の家の物置も入っていたので。明らかに違うと見て分かった。しかし、調査する人はそう思ったということ。ただ、町会の役員さんは家庭の状況もよく御存じだから。

谷本委員

一番分かっているのは、町会の町会長を含めた人たちだから。

高野会長

これ、空き家の判断基準を次にお示しして、それに基づいていろんなところに御協力をお願いするということも出てくるかと思う。特に自治会連合会の皆さんや社会福祉協議会、警察署。

谷本委員

それで、一人暮らしの対策で、私たちの自治会でやったのか、調べて。亡くなった人が明らかにになっていくということで。

高野会長

それでは、次回に判断基準をしめす。管理不全空家等というカテゴリーをつくることにはご了承をいただけたと思うので、よろしくお願いします。

続いて、議事の（５）府中市空家等対策計画の改定について、事務局から説明を。

事務局

冒頭の会長挨拶にもあったように、令和３年に制定した第２次府中市空家対策計画の計画期間が令和７年度に最終年度を迎える。令和８年度より新たに第３次府中市空家等対策計画を始動するべく、令和７年度中に改定作業を行うことを予定している。このことに伴い、本年度においては、当該改定に向けた骨子の策定、第３次計画に記載すべき事項の洗い出しを行いたいと考えている。これについても、案を次回第２回にお示しするので、内容のご確認をお願いしたい。

高野会長

第１次から第３次計画それぞれの始まりの年と終わりの年をもう一度

教えてほしい。第3次計画を令和8年度から何年間行うか。

事務局

第1次と第2次ともに4年間の計画期間となっていた。第三次計画については事務局内で暫定的に、4年間よりも少し延ばした期間を考えている。今、具体的な数字を示すことができないが、4年かそれ以上にしたいというのが考えの一つ。

高野会長

承知した。計画の明確の期間は、まだ悩んでいるということ。

立川委員

マスタープランとの関係はいかが。

高野会長

マスタープラン。住宅マスタープランのことだろうか。

立川委員

府中市は総合対策事業との兼ね合いがあると思う。

高野会長

あ、総合計画。

事務局

総合計画との兼ね合いがあるが、それとは合わせず独自に5年を設けることも可能だとは思う。

高野会長

総合計画は8年なので。

立川委員

8年。前期、後期……

高野会長

総合計画との整合性は必要なのか。考えは何か。

事務局

上位計画の総合計画との関係性はもちろん大事である。現状、期間が一致していない状況であるので、総合計画の前期と後期合わせて8年で制定しているところも含めて、検討したいと思う。

立川委員

コンサルをまた入れたりするのか。

高野会長

計画をつくるに当たってはそう。

事務局

計画の改定に当たって、前回コンサルさんに一部お願いをしている状況。引き続き、来年度以降についても入れていく必要があるという案もある。

立川委員

改正空家法はいわゆる除却中心から利活用中心に変わった。空き家対策総合支援促進地域や、空き家等管理活用支援法人など、促進地域を空家法第7条にしたがって全部盛り込まなくてははいけない。大変な作業ではあるが、用途規制とか接道規制も考えることも含めて本腰をいれなければならない。

ここに関わるの嫌だから俺は委員辞めようかなと。だって、前回、大変だったんだもん。事務局とマンツーマンでやっていて、第2次計画を一言一句全部チェックして、あとはコンサルがぱっぱとパワーポイントで直すだけだった。あれ大変だった。だから、またこの3次計画に関わったら大変だから両方は辞めたほうがいいよとか指示されて。

谷本委員

空家等対策協議会は、利活用をすすめる上で、居住支援協議会や空き家バンクのNPO法人などとの横断的な連携が必要になってくると思う。同様の内容の話をいろいろな委員会で話すことは避けたい。どこに焦点をあてるかなど、この協議会で話す内容をもう少し

明確にしたほうがいいと思う。

高野会長

はい、分かりました。大切なことだと思う。この空家等対策協議会がヘッドクォーターだが、この協議会で全部を賄うことはできない。しかも、並行して利活用を進めるとなると、市役所庁内のありとあらゆる部分に関わり、話が錯綜するので、協議会の位置づけを明確にできるようにしたい。これから先１０年、２０年を見通せば、総合的に計画を立ててすすめていかないと様々な問題に直面することになる。その辺りも事務局で協議したいと思う。

谷本委員

ソフトとハードで今、ごちゃごちゃに複雑化することは避けたい。例えば、協議会の下に部会を設けるような形をとって、それぞれの部会に議題を振り分けるほうがいいのではないか。

高野会長

そうですね。部会という名前にするかどうかは別として、いろいろ検討していく。次回に骨子をつくる。あと、もう最後のその他になるが、次回はいつ。

事務局

今回は、例年どおり１２月を予定している。

高野会長

（５）の計画の策定については進めてまいるので、よろしくお願いしたい。今頂いた御意見も踏まえて。
それでは、次第の７の議事を終了とする。
続いて、次第の８、その他について、事務局から願います。

事務局

その他として２点お知らせする。
まず１点目は、委員の改選について。お手元の資料１、府中市空家等対策協議会委員名簿の下段にある２の任期の記載のとおり、現在の委員の皆様の任期は本年の１１月３０日

までとなっている。先ほど申し上げたように、例年と同様、本協議会の第2回は12月に開催を予定しているので、本日お集まりいただいた皆様におかれては、引き続きお引き受けいただく方を除いて、今回で任期満了となる。一番長い方で2年間にわたり委員の任をお引き受けいただいたことに、御礼申し上げます。以降、改選の手続については、これから各選出団体様宛てに推薦依頼をさせていただく予定なので、よろしくお願いします。

続いて、2点目については、新たに委員となられた方への連絡である。本日の会議の出席に関しては委員報酬が発生するので、お帰りの際に報酬の請求に関する委任状、または、報酬辞退書の御提出を事務局までお願いします。

高野会長

間もなく11月30日をもって任期が終了するというので、それぞれの団体にまた依頼をするので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、以上をもって、令和6年度第1回府中市空家等対策協議会を閉会する。長時間にわたり慎重に御審議を頂いたこと、感謝する。